

EPS 実務対応報告（案）に関するコメント

平成 15 年 2 月 21 日

1. 実務対応報告（案）Q 6 関係

質問及びコメント

転換価格がすでに決まっているケースで、転換請求可能期間中に転換価格の修正条項が付されている場合における転換仮定方式での転換価格の算定はどのように行うか？
についても解説をお願いしたい。

内 容

今回の Q 6 において、転換請求可能期間が未到来である転換株式の取扱いについて
(1) 転換価格がすでに決定しているケースで、単に時間の経過によって転換請求権が生ずる場合には、すでに転換可能として取り扱うことになる。
(2) 転換価格が後決方式で期末までには決まっていないケースでは、転換価格の算定条件に期首（又は発行時）までの情報を織り込んだ価格とする。
と解説されていますが、現在、発行済の転換予約権付優先株の多くには「転換請求可能期間が到来した後的一定の条件下において転換価格を修正（上方、下方またはその両方）する条件」が付されており、つきましては、上記の(1)のケースにおいて採用する転換価格は、
その決定している転換価格によるのか？
(2)のケースと同様の考えにもとづき転換価格の修正を行う期間は到来していなくてもその修正条件の範囲で修正した結果の転換価格によるのか？
についても併せて解説をお願いしたい。

また、転換請求可能期間及び転換価格の修正期間到来後において、算定日である期首と転換価格の修正日が異なっている場合についても
その期首時点の転換価格によるのか？
期首の株価にもとづき修正条件の範囲で修正した結果の転換価格によるのか？
とう疑問が生ずる可能性があるが、当然に ではなく、 と考えるべきであるとすれば解説をお願いしたい。

以上

株式会社 長谷工コーポレーション
経理部チーフ 小須田 文明